

「養護教育センターだより」の発行について

共生社会の形成に向けた大きな変化の中で、特別支援教育のさらなる推進が求められています。「障害者の権利に関する条約」への批准と平行して、文部科学省でも中央教育審議会初等中等分科会において、今後の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が着 実に推進されることで、障がいのある子どもにも、障がいがあることが周囲から認識されてい ないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、 良い効果をもたらすことが強く期待されます。



そこで、当センターでは、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育に関する情報発信に努めて参ります。 つきましては、報告書に示される下記のようなキーワードを踏まえた 「養護教育センターだより」を随時発行して参りますので、どうぞ御覧ください。

キーワード

インクルーシブ教育システム 早期からの教育相談・支援 個別の教育支援計画 合理的配慮 基礎的環境整備 多様な学びの場 学校間連携 交流及び共同学習 特別支援学校のセンター的機能 関係法令・通知等 など

当センターホームページ「養護教育センターだより」をクリックし御覧ください。

※【「障がい」の表記について】

県では、第2次福島県障がい者計画において、障がいの「害」という漢字の表記について、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。